

# 女子夏期講習會會員募集

作法  
割烹

◎學科 ○作法は本年三月文部省訓令高等女學校修身作法教授要目により第一第二學年及第三第四學年に應用する細目實習と心得とを併せて講習す○割烹は泰西割烹學校教授法によりて講習す

◎擔當講師及諸規則 ○本邦料理師範八世石井治兵衛、帝室流、伊勢流、禮節講師石井泰次郎○開期は明治三十六年八月一日より十二日まで○講習時間は毎日午前四時間(作法)午後四時間(割烹)○會場は神田一ツ橋帝國教育會内○講習料は一科金貳圓二料金參圓五拾錢(但し作法割烹の二科に分ち兼修随意とする)○講習證作法は大日本禮節學會第二回女子作法講習會證と割烹は大日本割烹學會第一回女子作法講習證を授與す

◎婚禮式講習會 講習希望者の爲特に八月十三日より開會して婚禮一式の作法教授法及技藝品一切を

講習す講習料金參圓なり志願者は氏名住所を記し七月廿五日迄に講習科を添へ東京市京橋區鈴木町十一番地

大日本禮節學會内女子  
作法  
割烹  
夏期講習會事務所へ申込み講習會員證を受取らるべし

(尙詳細規則書あり入用者は「郵券二錢封入」申込まるべし)

## フレーベル會規則

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ

篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ヘシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ醵出スヘシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トスコトアルヘシ

第六條 本會ノ目的ヲ達セんガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一 總會 每年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、保育

參列品、幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會

長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルヘシ

一 常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育

ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス

一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス

但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一 雜誌發行 每月一回雑誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス

一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第八條 會長 一人 會務ヲ總理ス

主幹 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

幹事 一人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

第九條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス

但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス

第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス

第十二條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス  
ルヘシ  
ルコトヲ得ス

第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更ス

## 會告

東京市内の會員諸君にして會費未納の向へは本會より受取人をさし向け候間領收證引代へに御渡し下されたく候

フレーベル會

## 謹告

七、八、兩月中本誌の原稿は左の所へ御送附下されたく候

東京市本郷區龍岡町三十四番地

東基吉

尙毎月十五日までに御送附下されたく候

婦人と子とも編輯部